

令和6年度女性活躍に向けたトータルサポート事業業務委託仕様書（案）

1 委託名

令和6年度女性活躍に向けたトータルサポート事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 実施目的

- (1) 市内企業で働く女性社員のキャリア形成を支援するため、セミナーの企画・立案、受講者の募集等、セミナー実施業務を委託するものである。
- (2) 女性が働きやすい職場環境の整備と多様な働き方など女性活躍を進めるための、職場全体での理解と意識啓発を目指す。

4 委託内容

以下の(1)～(5)すべてを実施すること。

※本委託業務における管理職とは、「経営者」、「一般的に管理的業務に従事している者」や「係長などグループのリーダー的な役割を果たしている者」をいう。

(1) セミナーの企画・立案、および講師派遣セミナー受入先事業者への提案

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー（集合セミナー）

働く女性がモチベーションを高め、管理職として活躍するために必要な知識や実践的なスキルを学ぶとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や働き方の改革などを学ぶことで、キャリアアップの実現につなげることができる内容とすること。

②自社での開催を希望する事業所への講師派遣によるセミナー

女性活躍推進または仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関するテーマとする。プログラム提案にあたっては以下に留意すること。

- ・原則、管理職と社員が合同で受講できるコースを基本としつつ、事業所の実情、希望に応じて管理職向けのコース、社員向けのコースを設けることも差し支えない。
- ・原則、男性と女性が合同で受講し、女性活躍のみならず、職場全体の働き方改革が進むような内容を基本としつつ、事業所の実情、希望に応じて女性社員向けのコースも設けることも差し支えない。また、男性が受講する場合は、男性の意識改革を促す内容、とりわけ育児休暇の取得、ワーク・ライフ・バランスを意識する内容を取り入れることが望ましい。
- ・子どもをもつ社員が働きやすい職場環境を整備するため、経営者・管理職や職場の同僚からの理解が促進されるようなプログラムを提供すること。
- ・女性社員等にとって、結婚、出産後も働き続けることへの動機づけと不安解消を目的としたプログラムを提供すること。
- ・事業所毎の課題等が解決できる内容となるよう、実施を希望する事業所の担当

者と事前に綿密な打ち合わせを行い、プログラム内容を柔軟に検討、実施すること。

- ・同じ職場で勤務する多くの社員等が、同時に受講することで、職場単位で意識改革を図るといふ、①の集合セミナーとは異なる利点を意識したプログラム内容とすること。また、講義を聴く形式だけではなく、受講者同士が意見交換できる場を設けるなど、工夫すること。

また、講師の選定にあたっては以下に留意すること。

- ・事業所のニーズに合わせて実施できるよう、予め講師を5～10名程度選定、またはテーマを5～10種類設定すること。
- ・講師は市内中小企業における女性が働く環境についてよく理解しており、企業での女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの必要性を認識している者とする

なお、講師およびテーマとプログラムの決定にあたり、セミナー開始前に市に報告を行い、市の了承を得ること。

(2) セミナー受講者および講師派遣受入先事業者の募集

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー

岡山市内の様々な事業所に勤務している女性社員を対象とし、募集人数は各回30人以上とする。

②自社での開催を希望する事業所への講師派遣によるセミナー

女性活躍に関心がある岡山市内の事業所および協同組合等の団体で、概ね10人以上の受講が見込まれる団体を対象とする。

(3) セミナー実施

令和6年8月から令和7年2月までの間において、以下のセミナーを開催する。なお、いずれのセミナーにおいても、受託者は受講者から受講費を徴収しないこと。

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー

(ア) 回数

全2回の連続するセミナーを2回以上開催すること。各回の間隔は2か月を超えないこととし、原則として、同じ受講者が参加すること。

(イ) 日時

土日を含め、効果的と思われる日程・時間を設定すること。

(ウ) 実施場所

市内にあり、交通のアクセスが良い会場を設定すること。なお、^まさんかく岡山会議室を利用する場合は使用料を免除する。

*正式名称：岡山市男女共同参画社会推進センター（岡山市北区表町三丁目14番1-201号）

②自社での開催を希望する事業所への講師派遣によるセミナー

(ア) 回数

10回程度開催すること。ただし、多くの事業所が活用できるよう、原則として、同一事業所への2回以上の派遣は行わないものとする。また、過去2年以内に受講していない事業所を優先とする。

(イ) 実施時間数

1回あたり午前9時から午後8時の間の2時間程度とする。

(ウ) 実施場所

会場については、実施を希望する事業所が岡山市内に用意するものとし、会場使用に係る費用は当該事業所の負担とする。必要に応じて、オンライン受講の選択肢も検討すること。

(4) 広報

チラシによる広報は必須とする。その他本事業の周知を図るため効果的な広報を行うこと。なお、広報計画及び内容は委託者と協議を行うこと。

(5) アンケートの実施

以下の各事業について、受講者アンケートを実施し、終了時から20日以内に書面にてアンケートの集約、分析、報告を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、両者協議の上、詳細を決定する。

①女性社員を対象としたキャリアアップセミナー（各回終了時）

②自社での開催を希望する事業所への講師派遣によるセミナー（セミナー終了時）

5 事業内容等に関する協議について

(1) 全体スケジュール・広報等について、契約後速やかに委託者と協議の上決定すること。また、委託期間中は、必要に応じてその都度協議を実施すること。

(2) 協議の実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。議事録は、協議後速やかに作成し提出すること。

(3) 委託者から要求があった場合は、進捗報告をすること。

6 業務報告について

事業終了後令和7年2月28日（金）までに業務報告書を書面で1部および報告書のPDFデータを保存したCD-Rを市に提出すること。（広報活動として、PDFデータを市ホームページや冊子等に掲載する可能性があるため、そのことについて、受講者に撮影の同意を得ておくこと。）

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

8 損害の賠償について

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

9 著作権について

(1) 当該業務の実施に伴う成果物の著作権については、岡山市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は

受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

- (2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任において対処すること。

10 その他

本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。